

協会だより

発行所
一般社団法人
埼玉県建設業協会
埼玉県南区鹿手袋4-1-7
埼玉県建設業連合会館
電話048(861)5111(代)

新会長に星野氏選出 平成28年度定時総会

平成28年度定時総会が5月18日午後1時から、浦和ロイヤルパインズホテルで開催され、平成27年度事業収支決算と平成28年度会費額、常勤役員報酬承認とともに、理事監事の補欠選任を行った。開会に先立ち、急逝された真下会長に黙祷を捧げた後、あいさつに立った星野副会長(会長代行)は、「真下会長は、昨年8月下旬に体調を崩され、その後通院治療を続けながら、多くの団体のトップとしての責任を果たしておられました」と語った。



真下会長のあいさつを聴く星野副会長



来賓あいさつをする浅井部長

先月の終わり頃、会長職を辞任したい旨の申し出はありましたが、あまりに突然のことでは信じられない気持ちとともに、残念でなりません。「冥福を心よりお祈り申し上げます。会長亡き後、役員同連携を密にして、精一杯努めてまいります」と語った。

当日は来賓として県土整備部から浅井部長が出席、真下会長の死去に対し哀悼の意を述べ、これまでの類い希なるリーダーシップを讃えた後、安心安全を実現し、災害に強い県土づくりのため、県土整備事務所が取り組むべき事業などを紹介し、早期発注や平準化に努めるなど、県内企業の健全な発展に向けた努力していきたいと祝辞を述べた。議案審議では、平成27年度事業について報告した後、第1号議案「平成27年度収支決算の承認について」、第2号議案「平成28年度の会費額について」、第3号議案「常勤役員報酬について」、第4号議案「理事および監事の補欠選任について」の各承認案件を順次上程し、いずれも原案どおり承認、可決された。

この後、総会を時中断し、理事会を開催し、真下会長逝去に伴う役員人事などを決め、再開した席上において新会長、専務理事の発表(詳細は理事会の記事参照)が行われた。

会長逝去に伴う対応などを協議 常任理事会(平成28年度第2回)

本年度第2回目の常任理事会が、5月18日正午から浦和ロイヤルパインズホテルで開催され、真下会長の逝去に伴う対応などについて協議を行った。

真下会長の逝去に伴う対応について、真下会長から病氣療養のため会長職を辞任する旨の意思表示があったが、5月15日に急逝した経過について説明を行った。また、会長辞任の意思表示を受けて5月13日正副会長会議を開催し、対応について協議したことを報告、異議なく了承された。

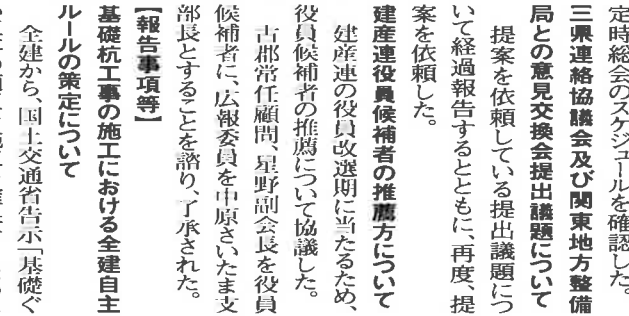
①会長の後任候補を星野副会長とする。(選任は理事会議決事項・定款21条)
②真下会長は常任顧問に、古郡常任顧問は顧問とするが、(選任は理事会議決事項・定款28条) 会長逝去のため、残任期間のある古郡常任顧問を引き継ぎ務めることとする。
③副会長は現状のままとし、追加選任は検討事項とする。(選任は理事会議決事項・定款21条)
④会長選出支部の追加選任理事については、対応しない。(役員選出基準)
専務理事の選任について
退任した原専務理事の後任に、小島男理事を選任することを通り承認された。



定時総会のスケジュールを確認した。三県連絡協議会及び関東地方整備局との意見交換会提出議題について提案を依頼している提出議題について経過報告するとともに、再度、提案を依頼した。

埼玉労働局労働基準部長から労働安全衛生対策の推進に当たり、足場からの墜落、転落防止対策、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及、安全衛生経費などについて、会員への周知依頼があったことを報告。
平成28年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
厚生労働事務次官から全建を通じて、7月1日から7月7日の間を全国安全週間に定め「見えますか? あなたのまわりの見えない危険みんなで見つける安全管理」をスローガンに掲げて、全国に活動を展開することとしたので、趣旨に理解の上、周知など格段の協力を賜りたい旨依頼があったことを報告。

「永年勤続優良社員としての表彰者(10名)」
▽西川佳司(埼玉建設)▽山下昇(電成社)▽花山武志(平岩建設)▽関口敏造(伊田テクノス)▽富田悦之(斎藤組)▽川上美智子(関口組)▽澤下秋雄(内藤建設工業)▽新井初由(新井工務店)▽茂木明(古郡建設)▽利根川(岩崎工業)



定時総会のスケジュールを確認した。

講すべき措置に準拠した施工体制、支持層到達の判断、および施工記録について、現場に則した「基礎杭工事の施工における全建自主ルール」を策定したこと、本自主ルールの周知徹底についての依頼があったことを報告。
平成28年度の公共事業等の施行について
埼玉県公共事業等施行対策協議会会長から平成28年度の公共事業等施行方針を決定し参考送付するので、会員周知をお願いしたい旨の依頼があったことを報告。
平成28年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について
埼玉労働局労働基準部長から労働安全衛生対策の推進に当たり、足場からの墜落、転落防止対策、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及、安全衛生経費などについて、会員への周知依頼があったことを報告。
平成28年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
厚生労働事務次官から全建を通じて、7月1日から7月7日の間を全国安全週間に定め「見えますか? あなたのまわりの見えない危険みんなで見つける安全管理」をスローガンに掲げて、全国に活動を展開することとしたので、趣旨に理解の上、周知など格段の協力を賜りたい旨依頼があったことを報告。

「多年建設業及び業界発展のため尽力された功労者(5名)」
▽織田隆志(織田興業代表取締役)▽宮腰邦夫(邦栄建設代表取締役)▽河邊成(河辺工務所代表取締役)▽小杉美登子(小杉組代表取締役)▽武井達雄(武井組代表取締役社長)



永年勤続10名を表彰 功労者5名を表彰

役員人事などを承認 理事会(平成28年度第2回)

定時総会を一時中断し、本年度第2回目の理事会を5月18日午後2時30分から浦和ロイヤルパインズホテルで開催、会長逝去に伴う役員人事などを協議した。

真下会長から病氣療養のため会長職を辞任する旨の意思表示があったが、5月15日に急逝した経過について説明を行った。また、会長辞任の意思表示を受けて5月13日正副会長会議を開催し、対応について協議、確認したことをもとに審議を行い、原案ど

おり承認された。
①会長の後任を星野副会長とする。(選任は理事会議決事項・定款2条)
②真下会長は常任顧問に、古郡常任顧問は顧問とするが、(選任は理事会議決事項・定款28条) 会長逝去のため、残任期間のある古郡常任顧問を引き継ぎ務める。
③副会長は現状のままとし、追加選任は検討事項とする。(選任は理事会議決事項・定款21条)

④会長選出支部の追加選任理事については、対応しない。(役員選出基準)
専務理事の選任について
退任した原専務理事の後任に、小島男理事を選任することを通り承認された。



「激変する時代の中小企業の安定経営」片山氏が記念講演

定時総会終了後、午後2時50分から記念講演が開かれ、リテールデザイン研究所の片山裕介所長を講師に招き、「激変する時代の中小企業の安定経営」をテーマに講演を行った。

片山講師は、「真の安定経営とは何か? 競争がなければ企業は衰退する。真の競争相手は変化であり、同質化が最も危険なプロセスである。現状維持は守ることはならない。変わらなために変わらなければならない」「変化対応こそ安定経営の基本。お客様も市場も変わり続ける。目に見えない変化は終わっていない。変化の予震を掴む力が、変化対応の鍵。今あることを否定することが変化対応の鍵。現状の延長上に革新なし」「基本

片山講師の講演の様子

新支部長に島村氏を選出 建災防埼玉支部が代議員会

建設業労働災害防止協会埼玉支部は5月20日午後2時30分から、建産連研修センター大ホールで平成28年度の代議員会を開き、真下支部長逝去に伴う役員人事を行い、島村氏（島村工業）を新支部長に選出するとともに、27年度事業報告・収支決算、28年度事業計画・予算など上程議案をすべて承認可決した。

開会に先立ち、5月15日に逝去された真下支部長に対し黙祷を捧げた後、星野副支部長から、「真下支部長辞任の申し出を受け、5月13日に副支部長会議を開き、①支部長の後任を島村副支部長とする②任期は残任期間とする③副支部長の追加選任は行わない」となどを決めた経緯について報告、異議なく原案どおり承認された。

あいさつに立った島村新支部長は、「皆様方のご指導、ご協力を得て残任期間を精一杯頑張りたい」と述べ、「安全行動推進運動 埼玉」をはじめとする事業運営に対し、層の協力を求めた。

同日は、来賓として労働局から田畑局長、埼玉県から磯田建設管理課長、業界を代表して建産連の古郡会長らが出席、真下支部長の逝去を悼むとともに、島村支部長体制のもと労働災害のさらなる減少に期待する祝辞が各界から寄せられた。

代議員会



あいさつする島村新支部長

新部会長に真下氏就任 青経部会が28年度通常総会

青年経営者部会は5月26日午後5時から、大宮サンパレスで平成28年度通常総会を開催、役員改選を行い、新部会長に真下敏明氏（真下建設）を選出した。

議案審議では、平成27年度事業報告・収支決算と28年度事業計画・収支予算など上程した議案をすべて原案どおり承認可決した。

あいさつに立った真下部会長は、「18年間部会に在籍、この間色々な方々に支えられ今日に至り、今回は部会長と

いう重責を担うことになった。地域建設業者は健全に事業が進められていくことが大事であり、それが地域、県国の安心安全に繋がると認識している。会の水続的な発展と同時に活力のある部会としていきたい」と就任の抱負を述べた。

28年度事業では、会員企業が直面している構造的な課題克服とともに、真の技術力と経営力を有する優れた地元企業として地域社会に貢献するため、経営者としての視野を深め、資質を

高めるための講演会や研修会を開催することも、各種視察を実施する。

総会終了後の懇親会には、鹿角豊大宮国道事務所長、磯田和彦埼玉県県上整備局建設管理課長をはじめ、当協会から星野会長、島田、伊田副会長が来賓として出席、青経部会の新しい感覚と行動力に期待する祝辞が多数寄せられた。



就任あいさつをする真下新部会長

災害時の緊急対応・復旧活動を積極推進 さいたま支部が通常総会

さいたま支部は、平成28年度通常総会を5月23日午後3時30分から、建産連研修センター101会議室で開催された。

冒頭、故真下会長に対し黙祷を捧げた後、議案審議に入り、平成27年度事業報告と収支決算を括上程、これを承認した。続いて、災害時における緊急対応や復旧活動など、県民の安全・安心の確保に向けた活動を柱とする

の連携をさらに密接にし、皆様方の意見をいたたきながら支部活動に取り組みたい」と述べ、協力を求めた。

総会終了後、さいたま県上整備事務所所の伊藤雅幸所長を講師に招き、さいたま県上整備事務所の平成28年度事業概要と災害即応力強化の取り組みについて講演をいただいた。



度通常総

建設業協会さいたま

平成28年度重点的安全対策 (関東地方整備局平成28年3月策定)

工事故を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。また、平成27年度においては、4件の死亡事故が発生しているため、重点的安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事故防止に努めることとする。(平成28年度新規項目)

I. 架空線等の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「架空線等の損傷事故」については、平成25年度より重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、平成26年度、平成27年度と増加してきている状況である。

重点的安全対策項目

- ①【事前確認及び周知・指導の徹底】
架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置(場所・高さ等)、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項について、指導を徹底する。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。
- ②【目印表示等の設置】
架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じ、防護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、工事関係者に対して注意喚起を徹底する。
- ③【適切な誘導】
架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する。
- ④【アーム・荷台等は下げて移動】
架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台・ブームを下げる(格納を含む)よう指導を徹底する。

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

「建設機械の稼働に関連した人身事故」については、これまで重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、平成27年度においても被災者が死亡する重大事故が1件発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【適切な施工機械の選定及び使用】
建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。また、建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。特に、移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底する。また、オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施することを徹底する。
- ②【誘導員の配置】
路肩・法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法・合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携した安全作業の実施を徹底する。
- ③【作業員に対する作業方法の周知】
建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。また、建設機械のオペレーターに対して、操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成・確保に努める。
※ここでいう建設機械とは、人力で持ち運び、作業を行うような建設機械や工具等は除くものとする。

III. 足場・法面等からの墜落事故防止

「足場・法面等からの墜落事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、平成27年度においても被災者が死亡する重大事故が1件発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【作業方法及び順序の周知】
足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して安全帯の確実な着用や適正な使用など、作業方法及び作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。
- ②【墜落防止設備の設置、使用】
足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び、「手すり先行工法に関するガイドライン」の遵守により、安全帯を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な作業環境を整備する。
- ③【安全通路の設定及び周知徹底】
墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。
- ④【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】
「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第539条(H28.1.1施行)を遵守する。

IV. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

「資機材等の下敷きによる人身事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、平成27年度においても被災者が死亡する重大事故が1件発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【危険性の調査等(リスクアセスメント)の実施と安全管理活動の徹底】
現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。また、その施工計画の安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する。
- ②【現場条件に応じた措置の実施】
施工中における現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努めること。
- ③【飛来落下等の防止対策の徹底】
・物体の飛来落下等により危険が生じることが想定される場合は、防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることが徹底する。
・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
・特にクレーン作業の場合においては、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で危険な場所への人の立入りの禁止について徹底する。また、立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等への周知を徹底する。



関東地方整備局 28年度入札・契約・総合評価の実施方針の説明会開催

関東地方整備局は、28年度の入札・契約方針に関する説明会を5月30日午後2時から、建産連研修センター大ホールで開催。約70人が参加した。当日の講演内容の概要は次のとおり。

◇平成28年度入札・契約・総合評価の実施方針について(講師 松村敏男・契約課課長補佐、小澤知幸・技術調査課課長補佐)

入札契約および総合評価落札方式については「透明性・客観性の確保」「効率的な事務手続」「企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保」「維持管理面を重視した工事の品質確保」が図られるよう適正に実施する。このための取り組みとして、多様な入札契約方式を試行するほか、企

業の技術力が十分発揮できる競争環境を確保するために、①地域要件の見直し②ダンピング受注対策の見直し③評価項目の改定(災害活動実績の有無)④評価形式の試行を行う。また、維持管理面を重視した工事の品質確保では①参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定の試行②維持管理付き発注方式の試行③地域維持型契約方式の活用試行などを行う。

◇円滑な施工に向けた各種取り組みについて(講師 田中正晴・技術・評価課課長 浅羽信・技術管理課課長補佐)

営繕工事においては①適正な参加要件と工期設定②現場条件や実勢価格を反映した積算③工事管理の効

率化④入札時の負担軽減、情報提供の工夫などの取り組みを継続し、必要な改善工夫を行う。土木では、改定土木工事標準積算基準の運用のほか、不調不発対策や施工効率の向上に向けた取り組みなど、建設生産システムの効率化を図る。また、担い手確保のため、「週休2日制確保モデル工事」や「現場環境改善(T・I)」試行工事などに取り組む。

◇i-Construction



の取り組みについて(講師 浅羽信・技術管理課課長補佐 坂本鋼三 施工企画課技術評価第二係長)

◇新技術活用に関する取り組みについて(講師 大澤弘・施工企画課建設専門官)

各種新技術の活用促進に取り組み、施工時期の平準化を図る。また、「技術開発の実績」に「有用な新技術の活用」に1点の加点措置をするなど、民間事業者により開発された有用な新技術を積極的に活用評価し、技術開発の促進を図る。

◇特殊車両通行許可制度について(講師 菅原宣治・道路部交通対策課課長補佐)

車両諸元が、一般的制限値を超える車両で通行がやむをえないと判断される場合、橋梁、トンネル、交差点などの道路の構造と通行する車両の重量寸法を照らし合わせ通行が可能と判断された場合、徐行や進行禁止、誘導車の配置など必要な条件を附して、通行が許可される。

「賃金構造基本統計調査」についてのごお願い

厚生労働省

厚生労働省では、「平成28年賃金構造基本統計調査」を全国斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民間事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低、最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局労働基準監督署から事業主の皆様へ調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

「平成28年経済センサスー活動調査」に関する協力依頼について

本県の統計事務の推進につきま

しては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総務省・経済産業省では、平成28年6月に都道府県及び市町村を通じて全国全ての民営事業所企業を対象として「平成28年経済センサスー活動調査」を実施いたします。

この調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一・時点で網羅的に把握し、我が国における事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査です。統計法に基

づいた報告義務のある基幹統計調査として、平成24年2月以来2回目の実施となります。調査結果は、国や地方公共団体の経済政策や雇用政策などの各種行政施策の基礎資料として幅広く利用されます。

つきましては、この調査の趣旨、必要性を御理解いただき、貴団体に所属する事業所等への広報につきましまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 埼玉県総務部統計課 茂木土屋 神庭

埼玉県緑化補助制度について

環境部みどり自然課

緑化に係る費用の一部を補助します。詳細は左記担当までお問い合わせください。

◆身近なみどり民間施設 緑化事業

対象事業:屋上緑化・壁面緑化・空地緑化
補助対象者:民間施設の所有者等
補助率:3分の2
補助限度額:15,000千円
募集締切:平成28年8月下旬



◆身近なみどり駐車場 緑化事業

対象事業:駐車場緑化
補助対象者:民間施設の所有者等
補助率:2分の1から10分の10
補助限度額:10,000千円
募集締切:平成29年1月31日

◆みどりいっぱい園庭・校庭促進事業

対象事業:園庭・校庭の芝生化
補助対象者:保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の設置者
補助率:2分の1から10分の10
補助限度額:1,500千円から10,000千円
募集締切:平成29年1月27日



お問合せ:埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出担当
TEL: 048-830-3149

建退共からのお知らせ

平成28年6月1日より退職金請求書の様式が変わりました。

下記のとおり退職金請求書の様式変更に伴い、提出していただく必要書類を変更させていただきますので、6月以後に会社を退職され退職金を請求される被共済者の方には、新様式の退職金請求書(様式第7号、帯線が緑色のもの)をご利用いただくようお願い申し上げます。

1.退職金請求書等の変更点

- (1)退職金請求書の「3.退職所得申告書欄」を「退職所得確認欄」に変更。
- (2)上記(1)に伴い、退職金請求書の裏面に税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書(兼)退職所得申告書」を掲載。
※「退職所得の受給に関する申告書(兼)退職所得申告書」に個人番号記入欄が設けられたことから、当該申告書の提出にあたっては申告書の個人番号や身元の確認ができる書類を提出していただくことが必要です。(詳しくは、新様式の退職金請求書(様式第7号、帯線が緑色のもの)をご覧ください。)

2.旧様式について

旧様式の退職金請求書(様式第7号、帯線が青色のもの)の在庫がある場合は、平成28年5月末をもって廃棄していただくようお願いいたします。

3.退職金請求時の必要書類等

退職金の請求にあたっては、以下のものを揃えて送付の場合は「簡易書留」で、ご提出ください。

- 1.退職金請求書
 - 2.住民票(マイナンバー付き・原本)★1
 - 3.運転免許証もしくはパスポートのコピー★2
 - 4.共済手帳
 - 5.退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)
- (上記申告書は、新様式に掲載されます。)

- ★1マイナンバー表記なしの住民票をご提出いただく場合は、個人番号カード(表面・裏面両方のコピー)か、通知カード(表面コピー)をご提出ください。ただし、個人番号カード(表面・裏面両方のコピー)をご提出いただく場合は、上記3.は不要となります。
- ★2上記3.をお持ちでない場合(また個人番号カードの表面・裏面両方のコピーをご提出しない場合)は、健康保険証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明等でもご提出いただけます。

ご不明な点がございましたら、お電話でお問い合わせください。
建退共埼玉県支部 TEL: 048-861-5111

全 建 だ よ り

建設業法施行令の一部を改正する政令について

改正した政令が施行される6月1日以降は、監理技術者の配置が求められている下請契約の請負代金額の下限が4,000万円以上(建築式工事については6,000万円以上)に、また、現場ごとの監理技術者と主任技術者の専任配置が求められる請負金額の下限が3,500万円以上

行事日誌 5月

- [6日] 足立としゆき氏支部訪問
午前10時から 秩父市、入間市、川越市、東松山市、北本市、新座市
星野副会長ほか出席
[11日] 建設機械施工検定試験(学科)受験準備講習会
午前9時から 建産連研修センター大ホール
[13日] 正副会長等会議
午前11時から 協会会長室
[17日] 高等学校進路指導教諭に対する研修会における講師派遣
午前11時5分から さいたま市プラザノース 久保事業部長対応
[18日] 常任理事会
正午から浦和ロイヤルパインズホテル
[19日] 埼玉県交通安全対策協議会委員会
午後1時から ときわ会館 小島専務出席
[20日] 建産連・理事会
午前9時30分から 建産11時から 建産連研修センター103議室 星野会長出席
[21日] 埼玉県建設業担い手確保育成ネットワーク幹事会
午前10時30分から 建産連研修センター200会議室 久保事業部長ほか出席
[22日] 埼玉県職業能力開発協会通常総会
午後2時30分から パレスホテル大宮 小島専務出席
[25日] 埼玉県建築安全協会・監査
午前10時30分から 建産連会館3階 島田副会長出席
[26日] 青経役員会
午後4時から 大宮サンパレス
[27日] 青経懇親会
午後6時から 大宮サンパレス 星野会長ほか出席
[27日] 彩の国既存建築物地震対策協議会総会
午後3時から 埼玉教育会館 塚越建築専門委員長出席
[30日] 協参議院議員との懇談
正午から 協会役員室 正副会長 常任理事など出席
[31日] 全建・定時総会
午後3時20分から 経団連会館 星野会長、小島専務出席

(同7,000万円以上)にそれぞれ引き上げられますが、それ以前に請負契約締結済みの工事についても、発注者間の協議により改正した政令の適用が可能となります。

「基礎杭工事の施工における全自主ルール」の策定について
本自主ルールは、国土交通省告示「基礎くい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に準拠しており、施工体制、支持層到達の判断、施工記録について、現場に即したルールとしております。

また、国土交通省「基礎くい工事問題に関する対策委員会」は、昨年12月の中間とりまとめにおいて、国土交通省に対し、関係建設業団体よりルール運用状況フォローアップについて報告を求めるとしていることから、今後フォローアップ調査を実施していく必要が生じるものと考えられております。なお、本会ホームページにおいて本自主ルールを公開いたします。

表示、SDSの公布などを義務付けるとともに、製造取り扱ひの際のリスクアセスメントの実施を義務付け、平成29年3月1日より施行する旨、本会に対し周知依頼がありました。
「基礎杭工事の施工における全自主ルール」の策定について
本自主ルールは、国土交通省告示「基礎くい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に準拠しており、施工体制、支持層到達の判断、施工記録について、現場に即したルールとしております。
また、国土交通省「基礎くい工事問題に関する対策委員会」は、昨年12月の中間とりまとめにおいて、国土交通省に対し、関係建設業団体よりルール運用状況フォローアップについて報告を求めるとしていることから、今後フォローアップ調査を実施していく必要が生じるものと考えられております。なお、本会ホームページにおいて本自主ルールを公開いたします。

な審査を行う必要がある企業に対しては、原則7日以内での処理を徹底すること②前払金使途内訳明細書に添付する、下請企業の支払先を確認する書類について、元請企業の負担軽減を図る観点から、原則として施工体系図のみとする。
要請した旨の通知がありました。
平成28年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
厚生労働省より、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間とする標記週間への協力依頼がありました。スローガンは、「見えますか?あなたのまわりの見えない危険みんなで見つける安全管理」です。
熊本県熊本地方の地震により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について
国土交通省より、①親事業者においては、今回の地震の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に配慮すること②親事業者において、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、または再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。の通知がありました。
政策・方針決定過程への女性の参画拡大について
本年4月、「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」が完全施行されました。これを受け、自立的かつ実効的なポジティブアクションの導入などを促すため、第4次男女共同参画基本計画に定める取り組みの二環として、内閣府より関係各機関に対し標記についての周知依頼がありました。
建設業法などの一部を改正する法律の施行に伴う諸規定の改正について
標記については6月1日から施行されますが、国土交通省より、改正される諸規定に関する注意事項などについて次のとおり本会へ通知がありました。
①建設業法の一部を改正する法律などの施行について
②建設業許可基準における経営業務管理責任者要件の改正について
③建設業許可事務ガイドラインの一部改正について
④建設業許可の基準と標準処理期間の一部改正について
⑤経営事項審査事務取り扱ひの一部改正について

告知板

平成28年度の公共事業等の施行について
5月9日に開催した協議会において今年度の施行方針を決定いたしました。県では、この方針に基づき公共事業等の円滑かつ着実な執行に努めてまいります。
埼玉労働局労働基準部長
平成28年度の建設業における安全

埼玉県内における公共工事の動向 平成27年4月～平成28年4月

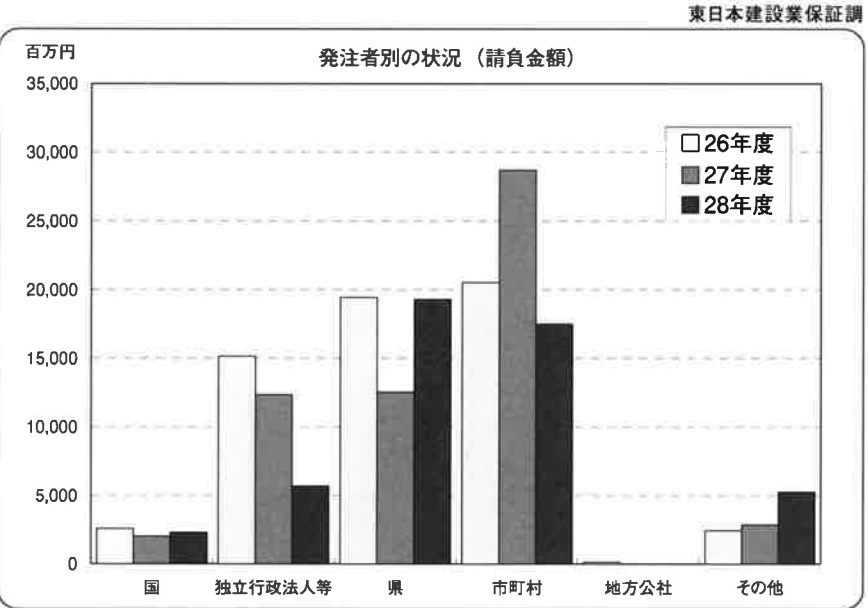


Table with 3 main columns: Issuer (発注者), Fiscal Year (年度), and Requested Amount (請負金額). It breaks down data for National, Prefecture, City/Town/Village, Local Public Corp, and Other issuers across years 26, 27, and 28.

Advertisement for the appointment of Shigemasa Kobayashi as a Special Director. It includes a photo of Mr. Kobayashi and text detailing his qualifications, his previous role as a director, and his commitment to the industry's safety and development.